

平成 21 年度第 4 回日本スポーツ少年団常任委員会 議事録

- 日 時 : 平成 22 年 3 月 10 日 (水) 16 時 00 分 ~ 18 時 20 分
場 所 : 岸記念体育会館 理事・監事室
出 席 者 : 佐藤、宇津木の各副本部長
霜觸、藤沼、岡村、吉田、池ノ内、吉長、藤澤、武田、野田(正)、
平井、佐藤(高)、富田、長尾、山崎の各常任委員
<委 任> 坂本本部長、住谷副本部長、佐藤(眞)、菅原、原、大山の各常任委員
委員総数 22 名、うち出席 22 名(委任 6 名を含む)
設置規程第 17 条第 3 項により会議成立。
<事務局> 廣崎部長、池田課長代理、伊藤課長補佐 他青少年スポーツ部員 3 名

議事に先立ち、設置規程第 10 条第 2 項および第 17 条第 2 項により、坂本本部長が欠席のため佐藤副本部長を議長とし、議事に入った。

<報告事項>

1. 平成 21 年度第 3 回日本スポーツ少年団常任委員会議事録について

議長より資料に基づき報告、これを了承。

2. 平成 21 年度日本スポーツ少年団ブロック会議の終了について

事務局より資料に基づき、各ブロックとも開催主管県の協力により予定どおり終了した旨報告。

会議では、「平成 22 年度事業計画・予算(案)」について協議を行い、大筋で了解が得られたこと、「日本スポーツ少年団顕章要綱の改訂」「日本スポーツ少年団リーダー制度の改訂」等についてご意見・ご要望をいただき、これらの内容について各専門部会で検討を行っていることを報告。

各委員より以下の意見があった。

- ・資料にまとめられた意見は必ずしも多数意見ではないので、すべてを取り扱う必要はない。しかし、正副本部長の選出に関する意見については専門部会で取り扱うべきものではないので常任委員会で協議すべきである。(野田委員)
- ・現場関係者にはブロック会議で出した意見がどのように取り扱われているのか様子がわかりづらい現状があるため、しっかりと審議されていることを示したい。(野田委員)
- ・ブロック選出常任委員は要望を出すだけでなく、具体策を提案してほしい。(野田委員)
- ・意見や要望の中でも、出来るものと出来ないものがあるのは理解できるが、いつになっ

たらまとまるのかわからないことが非常に不安である。作業の見通しを示すとともに出るものから順次取り組んでいただきたい。（吉田委員）

3．平成 21 年度スポーツ少年団認定育成員研修会の終了について

事務局より資料に基づき、本研修会を各講師の協力を得て、全国 6 ブロック 6 会場で開催し、無事終了したと併せ、計 508 名の認定育成員が資格を更新したことを報告。これを了承。

4．平成 21 年度日本スポーツ少年団シニア・リーダースクールの終了について

事務局より、資料に基づき、去る 2 月開催のワーキンググループの評価および 3 月開催の指導育成部会の資格認定審査を経て、シニア・リーダースクール全課程を修了した 140 名(男子 64 名、女子 76 名)を 2 月 24 日付でシニア・リーダーとして認定したことを報告。認定保留者については、平成 22 年度シニア・リーダースクールに参加し課題を修了すれば認定される旨を説明。これを了承。

5．専門部会・プロジェクト報告について

第 3 回常任委員会以降開催した各専門部会およびプロジェクトの協議内容について次のとおり報告。

専門部会

<指導育成部会>

去る 12 月 4 日、2 月 24 日に開催した第 3 回・第 4 回会議について、富田指導育成部会長より報告があった。

第 3 回（平成 21 年 12 月 4 日）

(1) 第 16 回スポーツ少年団指導者全国研究大会について

議案 8 にて取り扱うため説明を省略した。

(2) 平成 22 年度スポーツ少年団認定育成員研修会について

平成 21 年度事業の参加者アンケート等を参考に平成 22 年度の事業内容について協議し、関東ブロックの 1 日制は好評であったため、これからも継続していくこととし、近畿ブロックにおいてもテストケースとして 1 日制を導入することとした。

また、関東ブロックについては大人数での研修が効果的ではないため、平成 22 年度より 2 コース設定することとした。

中国・四国ブロックで実施した宿泊希望制については、参加者の評価が割れていることから、平成 22 年度に再度実施し、その結果を見て判断することとし、北信越・東海ブロックでもテストケースとして実施することとした。

なお、これまで所属ブロックでの参加を原則としていたが、参加者の都合に合わせてコースを選べるように、ブロックによる参加制限を廃止した。

- (3) 日本スポーツ少年団顕彰について
- (4) 日本スポーツ少年団リーダー制度の改訂について
議案3にて取り扱うため説明を省略した。
- (5) スポーツ少年団指導必携書の改訂について
指導者資格の新規取得者を対象に配布している冊子について、スポーツ少年団の将来像の内容を盛り込むこととし、平成22年度より新しい内容で配布することとした。
- (6) スポーツ少年団の将来像に基づく役割分担について
- (7) スポーツ少年団創立50周年に向けた取り組みについて
指導育成部会担当事項を中心に協議し、引き続き検討していくこととした。

第4回(平成22年2月24日)

- (1) 平成22年度スポーツ少年団登録用紙の変更について
来年度のスポーツ少年団登録に関わる登録用紙について、ブロック会議での意見を参考に以下のとおり変更した旨報告。
 - ・平成22年度スポーツ少年団登録用紙について、これまで更新団についてはすべての情報を印字して送付していたが、不慮の事故等による個人情報の流出防止を目的に、登録用紙には単位団名と氏名・資格番号のみ印字をし、住所、電話番号、職業コードについては空欄で送付して、訂正があった場合のみ記入することとした。現場レベルにおいて変更に伴う対応に課題は残るものの、社会的状況を考慮するとやむを得ないと判断した。
 - ・単位団の名称について、今まで「スポーツ少年団」の文言が末尾に自動的に付く様式になっているが、必ずしも単位団名の末尾に「スポーツ少年団」が付くとは限らない実態があることから、正式名称を記入することとした。
- (2) 平成21年度シニア・リーダーの認定について
報告事項4にて報告済みのため説明を省略した。
- (3) 第16回スポーツ少年団指導者全国研究大会について
議案8にて取り扱うため説明を省略した。
- (4) 平成22年度スポーツ少年団認定育成員研修会について
講義テーマおよび研究協議テーマについて協議し、今年度新たにテーマを設定したこともあり、平成22年度についても同じテーマで実施することとした。
- (5) 平成22年度全国スポーツ少年団リーダー連絡会について
全国スポーツ少年団リーダー連絡会での講義と全体討論会のテーマについて協議した結果、

現在、ジュニア・リーダーテキストの改訂に取り組んでいることもあり、ジュニア・リーダー養成を中心に協議等を行うこととした。

また、参加資格については、シニア・リーダー資格を保有することを条件としていたが、現状を踏まえ、ジュニア・リーダー資格保有者も対象とすることとした。

(6) 平成 22 年度日本スポーツ少年団シニア・リーダースクールについて

リーダー養成ワーキンググループで作成したシニア・リーダースクールの開催要項および日程等について協議し、原案どおり承認した。今後、リーダー養成ワーキンググループを中心に、その具体的な内容について検討することとした。

(7) 日本スポーツ少年団顕彰について

(8) 日本スポーツ少年団リーダー制度の改訂について

議案 3 にて取り扱うため説明を省略した。

(9) スポーツ少年団創設 50 周年に向けた取り組みについて

表彰に関しては、過去の周年事業における取り組みを把握した上で、表彰対象者および表彰基準について協議した。

今後、式典の実施や記念誌作成等の取り組みと合わせて、継続協議していくこととした。

指導育成部会の報告に対し、吉長委員より登録用紙の変更について市区町村スポーツ少年団はチェックが大変になるので、変更があることや作業上の留意点を周知してほしい。また、単位団の登録名称について、これまで広島県では単位団名の末尾に必ず「スポーツ少年団」をつけるよう指導してきたので突然記入欄からなくなるのは困るとの意見に対し、事務局より、単位団名称に関する指導についてはこれまでどおり、継続して欲しい旨回答した。

吉田委員より、スポーツ少年団という名称をつけてもつけなくてもどちらでも良いという状態は好ましくないため、必ずつけることで統一してほしいとの意見に対し、事務局より登録規程や日本スポーツ少年団 30 年史を見ても、必ずスポーツ少年団を名称に入れなければならないとの記述はなく、強制できないため、強くお願いしていくしかないのが現状である旨回答。

その他以下の意見があった。

- ・登録規程に記述がないというだけではスポーツ少年団を名乗らなくても良いとの理由にならないのではないか。(池ノ内委員)
- ・登録規程の改訂も含めて、名称については出来るだけ統一する方向で、専門部会にて検討願いたい。(吉田委員)
- ・スポーツ少年団の将来像に名称変更が謳われているので、名称変更を念頭において取り扱いを協議すべきである。(藤沼委員)
- ・平成 22 年度登録において、どの程度の単位団が正式名称にスポーツ少年団をつけていな

いか調査し、実態把握した上で判断しても良いのではないか。（佐藤副本部長）

< 広報普及部会 >

去る 2 月 22 日に開催した第 3 回会議について、住谷広報普及部会長が欠席のため、事務局より報告があった。

第 3 回（平成 22 年 2 月 22 日）

（ 1 ）平成 21 年度広報出版物について

ガイドブックは表紙を変更し、スポーツ少年団の将来像に関する記述を掲載するなど一部改訂した。また、PR リーフレットをリニューアルした。

（ 2 ）平成 22 年度広報出版物の作成・配布について

ガイドブック・PR リーフレットを始めとする広報出版物の作成および配布方針を協議し、引き続き配布および活用方法の検討を行っていくこととした。

（ 3 ）Sport JUST 読者アドバイザーの設置について

スポーツ少年団関係者に対し、Sport JUST に対する意見聴取および情報提供などを依頼し、誌面づくりに活かすことを目的とするものであり、調査対象・方法などについて協議し、今後、具体的に詰めていくこととした。

（ 4 ）Sport JUST 有料購読の販売促進方策について

より多くの方に Sport JUST を購読してもらうため、販売促進の方法について協議し、素案作成を進めていくこととした。

（ 5 ）スポーツ少年団の将来像に基づく役割分担について

（ 6 ）スポーツ少年団創設 50 周年に向けた取り組みについて

広報普及部会担当事項を中心に協議し、引き続き検討していくこととした。

< 活動開発部会 >

去る 12 月 16 日、2 月 23 日に開催した第 3 回・第 4 回会議について、佐藤活動開発部会長より報告があった。

第 3 回（平成 21 年 12 月 16 日）

（ 1 ）第 37 回以降日独スポーツ少年団同時交流の共通テーマについて

2 年ごとに見直しを行っている共通テーマについては、過去 2 年間のテーマとは視点を変え、より参加者が主体的に取り組めるテーマとするために、「私たちにできる社会貢献（これまでとこれから）～スポーツ・文化活動を通して～」をテーマ案としてドイツスポーツユースリーグメントへ提案することとした。

なお、ドイツスポーツユースリーグメントとの調整については部会長一任とし、次回部会にて報告することとした。

テーマ設定理由およびディスカッション内容については、担当部会員にとりまとめを依頼し、次回部会で再度検討することとした。

(2) 2010 年日独青少年指導者セミナーについて

事務局より、11 月下旬に行われた日独省間会議での決定事項について報告があり、事業の受託へ向けての今後の流れについて確認した。

また、前回部会に続き、セミナーのテーマについて協議した結果、予め決めた 2 つないし 3 つの副題を複数年でローテーションさせる方式をドイツスポーツユースに提案することとした。

(3) 2012 年以降の日独スポーツ少年団国際交流に係わる意向調査について

調査内容について前回部会に続き協議し、最終的な体裁・内容は部会長一任とし、各県への調査については、年内または年始を目途に開始することとした。

(4) スポーツ少年団の将来像に基づく役割分担について

(5) スポーツ少年団創設 50 周年に向けた取り組みについて

活動開発部会担当事項を中心に協議し、引き続き検討していくこととした。

第 4 回 (平成 22 年 2 月 23 日)

(1) 2010 年日中青少年スポーツ団員・指導者交流 (派遣) について

2010 年は日本団派遣の年となっており、派遣に関する実施要項 (案) について協議した。

派遣日程等については、現在、中華全国体育総会と調整を行っていることから、後日改めて協議することとした。

(2) 2010 年日独青少年指導者セミナーについて

議案 6 にて取り扱うため説明を省略した。

(3) 国際交流事業効果の把握調査について

日独同時交流参加道府県および市町村スポーツ少年団に対し実施した調査結果を今後どのように活用していくかについて協議した。報告書がまとまり次第、各道都道府県に調査結果をフィードバックすると併せ、報告書の概要版を作成・配付することとし、その内容や方法について今後も検討・協議していくこととした。

(4) 2010 年以降の日独国際交流事業について

前回部会で協議し、ドイツスポーツユースへ提案していた共通テーマについて、「私たちにできる社会貢献 (これまでとこれから) ~ スポーツ・文化活動を通して ~」を新たなテーマとすることでドイツスポーツユースと合意したことを報告した。

また、日本団については、団員の参加条件の見直しを行ったことから、日本団事前研修会の内容について協議した。

さらには、ブロック会議での意見を確認するとともに、今後検討すべき内容の整理を行った。

(5) 日独スポーツ少年団国際交流協定書について

現在の協定の期限が2011年となっていることから、2012年以降の協定締結に向け、各都道府県に対し実施した2012年以降の日独同時交流に関する調査の結果について協議した。

今後は、各都道府県に対する意見聴取の結果を整理した上で、ドイツスポーツユースと協議していくことを確認した。

(6) リーダーズアクション2010 第48回全国スポーツ少年大会について

事業実施要項(案)、および今後のとり進めについて確認した。

(7) 平成24年度全国スポーツ少年大会及び競技別交流大会の開催地について

議案4にて取り扱うため説明を省略した。

(8) スポーツ少年団創設50周年に向けた取り組みについて

活動開発部会担当事項を中心に協議し、引き続き検討していくこととした。

プロジェクト

事務局より次のとおり報告。

<リーダー養成ワーキンググループ>

第3回(平成22年1月21日)

(1) ジュニア・リーダースクールのテキスト改訂について

執筆を担当したワーキンググループ班員より新テキストの内容について説明があり、意見交換を行った。

今後は、聴取した意見を基に原稿を修正した後、編集業者を選定し、平成22年度4月の完成を目指し、作業を進めていくこととした。

(2) 平成21年度シニア・リーダースクール参加者評価について

スクーリング後2回の通信研修が終了したため参加者評価を行い、137名を認定候補者、4名をフォローアップ研修対象者、1名を認定保留として判定した。

(3) 平成22年度シニア・リーダースクールについて

来年度の事業について方向性を確認し、今後具体的に詰めていくこととした。

第4回(平成22年2月19日)

- (1) 平成 21 年度シニア・リーダースクールフォローアップ研修評価について
第 3 回会議でフォローアップ研修を課していた 4 名について、内 3 名については認定候補者とする事とし、1 名を認定保留することとした。
- (2) 平成 22 年度シニア・リーダースクールについて
4 月の参加者募集に向けて開催要項・スクーリング日程・年間の流れの最終確認を行った。
- (3) 平成 22 年度全国スポーツ少年団リーダー連絡会について
4 月の参加者募集に向けて開催要項・日程の最終確認を行った。
- (4) 日本スポーツ少年団リーダー制度について
議案 3 にて取り扱うため説明を省略した。

専門部会報告全体に対し、以下の意見があった。

- ・専門部会報告として、ブロック会議での意見に対し、直接的な回答をしていない。ブロック会議での意見の中から検討課題を抽出し、担当部会と結論を出す時期について明確に示してほしい。(野田委員)
- ・検討途中でも良いので、スケジュールを示して現状の報告をしてほしい。(武田委員)
- ・明日の委員総会でブロック会議の報告をしてはどうか。他ブロックでどのような意見があったのかを知ることは非常に有意義である。(吉長委員)
- ・専門部会の協議事項は常任委員会が付託するものであり、まずは常任委員会で取り組むべき。(野田委員)
- ・ブロック会議の意見を項目ごとにまとめて、どこの専門部会で検討するか、常任委員会で振り分けて、6 月の委員総会で報告するのはどうか。(藤沼委員)
- ・関係者は、全国的にどのような意見があったのかを知りたいので、明日の委員総会に資料を出すだけでも良いのではないかと。共通認識を持つだけでも違う。(霜觸委員)
- ・現在、専門部会で検討中ということであれば、明日の委員総会では常任委員会の内容を報告して、ブロック会議の意見をどのように取り扱っていくのか手順だけを説明し、方向性について承認をいただくだけでも良いのではないかと。(武田委員)
- ・専門部会で検討するといってもなかなかまとまらず、常任委員会に戻ってこない。(吉田委員)
- ・情報共有が目的であれば、ホームページにブロック会議の概要を掲載してはどうか。(吉長委員)
- ・ブロック会議の資料を出すと、重箱の隅をつつくような意見が噴出し、収集がつかなくなる可能性が高い。手順を示すだけでも良いのではないかと。(藤澤委員)

以上の意見を踏まえて、明日の委員総会では佐藤副本部長より、ブロック会議であった意見をどのように取り扱っていくのかについて説明することとした。

また、ブロック会議での意見については事業ごとに取りまとめた上で、次回の常任委員会にて、その対応を検討することとした。

以上、専門部会及びプロジェクト報告を了承。

6. ブロック報告について

特になし

7. その他

事務局より次の2点について報告。

(1) 剣道・バレーボール交流大会の感謝状贈呈について

3月末に開催される第32回剣道交流大会および第7回バレーボール交流大会の開催に伴う感謝状について、徳島県及び広島県スポーツ少年団と調整し、剣道交流大会は徳島県剣道連盟に、バレーボール交流大会は広島県バレーボール協会および広島市スポーツ協会に贈呈する旨報告。

各委員より以下の意見があった。

- ・以前の大会では、県協会だけではなく県小学生連盟にも贈呈されていたり、どちらか一方の場合もあった。開催県実行委員会の意見を尊重することは良いことであるが、大会ごとに贈呈先がまちまちであり、統一した基準を作ったほうが良いのではないかと。(山崎委員)
- ・そもそも感謝状を出す必要があるのか。どのような場合に感謝状を出すのか基準がないので選考が難しい。(吉長委員)
- ・開催県の競技団体が協力することは当たり前であり、感謝状を贈呈しなくても良いと思う。(山崎委員)
- ・料金を支払って使用している施設に感謝状を贈呈することはないのではないかと。(吉田委員)

上記の意見に対し佐藤副本部長より、今後専門部会で検討していきたい旨回答。

(2) 平成22年度の常任委員会・委員総会の開催日程について

事務局より資料に基づき、会議開催日程を報告。

以上、いずれも了承。

< 議案 >

1. 平成21年度第2回日本スポーツ少年団委員総会の開催について

事務局より、3月11日開催の委員総会は資料(次第)に基づき進行し、議案としては「平成22年度事業計画・予算(案)」および「要綱・制度の改訂」について審議いただき、原案

の報告事項 4 点に、各委員より意見があったブロック会議の報告を追加する旨説明し、これを承認。

2. 平成 22 年度日本スポーツ少年団事業計画および予算（案）について

事務局より資料に基づき、ブロック会議での意見聴取を経て、日本体育協会での全体的な調整に伴い再編成した平成 22 年度事業計画・予算（案）について説明。

事業計画については昨年 6 月開催の第 1 回委員総会にて承認済みであるが、予算（案）については各種補助金・助成金の決定が 4 月以降になることから、その確定後に実行予算の編成に取りかかるため、これについては本部長に一任願、6 月開催の平成 22 年度第 2 回常任委員会および第 1 回委員総会にて報告する旨を諮り、これを承認。

吉長委員より、ブロック指導者研究大会については指導者協議会事業ではなく、指導者研修事業ではないかとの指摘があった。

また、藤澤委員よりブロック指導者研究大会の他、ブロック大会、ブロックリーダー研究大会についても予算上は組織整備強化事業となっており、事業計画と予算書で整合性を取るべきとの意見があり、事務局より、6 月の常任委員会時に実行予算に合わせて事業計画を修正する旨回答した。

以上、これを承認。

3. 要綱・制度の改訂について

(1) 日本スポーツ少年団顕彰要綱施行基準の改訂について

事務局より資料に基づき、日本スポーツ少年団顕彰要綱第 3 条第 1 項の市区町村表彰について、「市区町村表彰はすでに行き渡っており該当団体なしという都道府県があること、市区町村合併により市区町村数が半減しているのに施行基準の設置市区町村数の改訂がなく、ますます該当団体が減る」との意見が今まで多くあったこと。また、運用として、受賞後 10 年を経過した団体には、2 回目の受賞を容認している現状があるものの明文化されていないことから、ブロック会議での意見を踏まえて改訂案を作成した旨説明。

<改訂の概要>

- ・『4. 第 3 条(1)項の表彰は、10 年間経過した後の再度の表彰を妨げない。』を追加。
- ・<5. 顕彰の数> (1) 第 3 条(1)項の市区町村スポーツ少年団
「設置市区町村数 50 まで 1 団体。51～75 まで 2 団体以内。76～100 まで 3 団体以内。101 以上を 4 団体以内」を「設置市区町村数 20 までを 1 団体。21～30 までを 2 団体以内、31～40 までを 3 団体以内。以下、10 市区町村単位で 1 団体ずつ増やすことができる。」へ変更。
- ・(2) 第 3 条(2)項の登録指導者
「1,000 名までを 1 名。以下、1,500 名までを超えるごとに 1 名を増やすことができる。」を「1,000 名までを 1 名。1,001～2,500 名までを 2 名以内。2,501～4,000 名までを 3 名以内。以下、1,500 名単位で 1 名ずつ増やすことができる。」へ変更

以上 3 点の変更について諮り、これを承認。
平成 22 年 4 月 1 日より改訂施行することとした。

野田委員より、顕彰要綱の改訂については常任委員会の承認を得るのみで十分なはずであるが、明日の委員総会でも議案として取り上げられることになっている。制度や要綱の変更をどこの責任で認めるかについて整理していただきたいとの意見に対して、事務局よりブロック会議での意見を踏まえ文言を整理した部分もあり周知していただくため議案とした。また、規程についてはどこで改訂するのか定めていないものもあり、今後整理の上、次回以降の常任委員会にて確認いただきたい旨回答した。

(2) 日本スポーツ少年団リーダー制度の改訂について

事務局より、現在のジュニア・リーダースクール、シニア・リーダースクールそれぞれの参加要件では、中学・高校それぞれ入学後にスポーツ少年団に関わりを持ち始めた団員にとって、参加しづらい状況にあることから、リーダー養成ワーキンググループおよび指導育成部会で協議し、ブロック会議での意見を踏まえて改訂案を作成した旨説明。

<改訂の概要>

・2 条 1 項のジュニア・リーダースクールの対象

「日本スポーツ少年団登録団員で、団体活動歴 2 年以上の小学校 5 年生以上中学生までの者とする。」を「次のいずれの条件も満たす者とする。日本スポーツ少年団登録団員で、小学校 5 年生以上中学生までの者。所属市区町村スポーツ少年団本部長の推薦を受けた者。」へ変更。

・2 条 2 項のシニア・リーダースクールの対象

『 「ジュニア・リーダー」の認定資格を有する者(これに準ずる者を含む)。「ジュニア・リーダー」の認定資格者に準ずる者は、別に定める。』を『 「ジュニア・リーダー」の認定資格を有する者。又はスポーツ少年団活動により、別に定める活動単位を取得し、シニア・リーダースクールの参加資格を認められた者。』へ変更。

・6 条を削除し、2 条 2 項に関わる活動単位を別に定める。

以上 3 点の変更について諮り、これを承認。

平成 22 年 4 月 1 日より改訂施行することとした。

4 . 平成 24 年度全国スポーツ少年大会および競技別交流大会の開催地について

事務局より、平成 24 年度に関東ブロックが担当する全国スポーツ少年大会、西地区の中国・四国・九州ブロックが担当する軟式野球交流大会を除いた競技別交流大会の開催地について、以下のとおり調整した旨説明。

- ・第 50 回全国スポーツ少年大会 : 千葉県
- ・第 35 回全国スポーツ少年団剣道交流大会 : 佐賀県
- ・第 10 回全国スポーツ少年団バレーボール交流大会 : 高知県

なお、最終的な決定は、各開催県スポーツ少年団および県体育協会等関係正式機関の承認を得た時点になることを確認し、これを承認した。

5. 第 37 回日独スポーツ少年団同時交流事業の実施について

事務局より、日独同時交流の実施要項（案）および日本団の編成等について資料に基づき説明。また、団長は九州ブロック選出常任委員で鹿児島県本部長の武田敏郎氏に、総務は日本スポーツ少年団講師でリーダー養成ワーキンググループメンバーの吉田繁敬氏に依頼したい旨説明し、これを承認。

なお、日本団の編成および内定から正式決定までの手続き、また、内定後、事前研修までの間に欠員が生じた場合、当該ブロック内での補充を最優先する措置について、本部長に一任された。

吉田委員より、団員・指導者ともに長期休暇を取ることが難しく、経済的な負担も大きい。特に参加負担金を減らせないかとの意見があり、事務局より補助金を獲得すべく努力はしたが、平成 22 年度は獲得することができなかった旨回答。

池ノ内委員より、団員の立場で考えたときに、自らの所属ブロックの指導者がいないことは心理的に大きな負担となるため、何とか指導者を確保してほしい旨の意見があり、ブロック選出常任委員に対し、協力を要請した。

6. 2010 年日独青少年指導者セミナーの実施について

事務局より資料に基づき、本事業は昨年度より受託団体を公募する事業となり、受託の可否については現在文部科学省にて審査中ではあるが、受託することを前提に日本団の編成・派遣日程、および受入時期について説明。この内受入については、担当となっている北信越ブロックより石川県と福井県が担当することとなり、準備を進める予定である旨説明、これを承認。

日本団の選考から正式決定までの手続きおよび受入地、日程の調整については本部長に一任された。

吉長委員より、参加負担金について日独同時交流が 25 万円に対し、日独指導者セミナーは 10 万円、日中団員交流が 1 万円と、この差について説明しなければならないのではないかと意見に対し、事務局より助成の有無によるところが大きく、先ほども意見があったが日独同時交流の参加負担金を下げるためには、他の事業の予算を削る必要がある旨回答した。

また、2 年後の協定締結に向けてのアンケートを実施しており、その結果も踏まえて検討して行きたい旨説明。

7. 2010 年日中青少年スポーツ団員交流派遣事業の実施について

事務局より資料に基づき、日中青少年スポーツ団員交流派遣事業の実施要項（案）および日本団の編成等について説明。

また、団長団を含む日本団の最終編成および内定から正式決定までの手続き、内定後、事

前研修までの間に欠員が生じた場合の調整について、本部長に一任された。

なお、派遣先は江蘇省、派遣期間は8月上旬で中国側と最終調整中である旨説明し、これを承認。

8 . 第 16 回スポーツ少年団指導者全国研究大会の開催について

事務局より、6月20日(日)に開催を予定している指導者全国研究大会の開催について、指導育成部会で作成した開催要項(案)に基づき説明。

富田指導育成部会長より、全体を通してスポーツ少年団の将来像を中心に据えているが、分科会については、スポーツ少年団の将来像で活動目標として提案している大きな4つの柱をテーマ設定の拠りどころとしていることから、特別講演後の講義については分科会の前提となるスポーツ少年団の将来像を説明するための時間としてご理解いただきたいとの説明があり、これを承認した。

以上協議し、18時20分閉会。